

外国人受入環境整備交付金交付要綱の改正新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">外国人受入環境整備交付金交付要綱</p> <p>第1～第5 略</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第6 交付金の交付額は、交付対象からの申請内容（交付対象において予定する事業の内容及び支出予定額）を踏まえ、予算の範囲内で交付金事業のために真に必要とする経費について決定する。</p> <p>(1) 整備事業に係る交付限度額等</p> <p>整備事業の交付対象ごとの交付金の交付限度額及び交付率については、別表1のとおりとする。ただし、<u>過去に整備事業に係る交付金の交付を受けたことがある交付対象については、法務大臣が特別の事情があると認める場合に限り、交付する。この場合において、交付限度額については、過去の交付額を含めて算出するものとする。</u></p> <p>(2), (3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7～第10 略</p> <p>(計画変更、事業の中止又は廃止の承認)</p> <p>第11 交付対象は、交付金事業の内容の変更又は経費の配分の変更をする場合には、その旨を記載した変更承認申請書（別紙様式4）を法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。</p> <p>ア 総事業費の20%以内の減額</p> <p>イ 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付金事業を実施する<u>交付対象</u>の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき</p> <p>ウ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき</p> <p>2, 3 略</p> <p>第12～第25 略</p> <p>附 則 <u>(令和2年3月27日改正)</u></p>	<p style="text-align: center;">外国人受入環境整備交付金交付要綱</p> <p>第1～第5 略</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第6 交付金の交付額は、交付対象からの申請内容（交付対象において予定する事業の内容及び支出予定額）を踏まえ、予算の範囲内で交付金事業のために真に必要とする経費について決定する。</p> <p>(1) 整備事業に係る交付限度額等</p> <p>整備事業の交付対象ごとの交付金の交付限度額及び交付率については、別表1のとおりとする。ただし、<u>交付限度額については、過去の交付額を含めて算出するものとする。また、平成31年2月9日の時点で交付対象であった都道府県及び市町村については、法務大臣が特別の事情があると認める場合に限り、交付する。</u></p> <p>(2), (3) 略</p> <p>2 略</p> <p>第7～第10 略</p> <p>(計画変更、事業の中止又は廃止の承認)</p> <p>第11 交付対象は、交付金事業の内容の変更又は経費の配分の変更をする場合には、その旨を記載した変更承認申請書（別紙様式4）を法務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。</p> <p>ア 総事業費の20%以内の減額</p> <p>イ 交付目的に変更をもたらすものではなく、かつ交付金事業を実施する<u>都道府県又は市町村</u>の自由な創意により、より効果的に交付目的の達成に資するものと考えられるとき</p> <p>ウ 目的及び事業効果に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき</p> <p>2, 3 略</p> <p>第12～15 略</p> <p>附 則</p>

- 1 この要綱は、令和2年3月27日から施行する。
- 2 外国人受入環境整備交付金（運営）交付要綱（平成31年3月28日制定。次項において「旧運営交付要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の前に旧運営交付要綱に基づき交付された交付金についても適用する。

附 則（令和3年3月26日改正）

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

- 1 この要綱は、令和2年3月27日から施行する。
- 2 外国人受入環境整備交付金（運営）交付要綱（平成31年3月28日制定。次項において「旧運営交付要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の規定は、この要綱の施行の前に旧運営交付要綱に基づき交付された交付金についても適用する。